

静岡市規則第57号

静岡市森林法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年9月28日

静岡市長

難波喬司

静岡市森林法施行細則の一部を改正する規則

静岡市森林法施行細則（平成18年静岡市規則第180号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「1ヘクタール」の次に「(政令第2条の3第2号に掲げる行為にあつては、0.5ヘクタール)」を加える。

第9条中「第4条第3号」を「第4条第4号から第7号まで」に改める。

様式第1号中

「

開発行為の完了予定年月日	
--------------	--

を

」

「

開発行為の完了予定年月日	
開発行為の施行体制	

に

」

改め、同様式（注）中2を4とし、1の次に次のように加える。

- 2 開発行為を行うことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価に係る手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載してください。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付してください。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができます。

様式第5号中

「

変 更 の 内 容	
-----------	--

を

」

「

変 更 の 内 容	
開 発 行 為 の 施 行 体 制	

に

」

改め、同様式（注）中2を4とし、1の次に次のように加える。

- 2 防災上必要な措置について変更がある場合は、開発行為の施行体制の欄に工事施工者の氏名及び電話番号を記載するとともに、当該工事施工者に防災上必要な措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付してください。
- 3 備考欄には、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価に係る手続の状況（当該手続を必要とする場合に限る。）を記載してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。